

令和6年3月12日
全国市議会議長会

令和5年度標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例 一部改正に関する報告書の一部訂正について

令和6年2月16日に本会ホームページに掲載しました「令和5年度地方自治法改正に伴う標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例一部改正について」(全議M1第6号)について、32頁、35頁、42頁の欠席届の解説に一部訂正が生じたのでご案内いたします。

具体的には、会議規則第2条第2項及び同第91条第2項の欠席届は文書等に該当し、同第167条の2に基づきオンラインで届け出ることができると考えておりましたが、「欠席届」は「文書等」に該当しないと整理しました。

このため、32頁の表中から会議規則第2条第2項(欠席の届出)及び同第91条第2項(欠席の届出)を削除するとともに、35頁と42頁の欠席届に係る条文解説を訂正しました。

訂正した報告書等につきましては、本会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

お問い合わせ先 全国市議会議長会 企画議事部 TEL : 03-3262-2303 E-mail : chousa@si-gichokai.gr.jp FAX : 03-3263-5751
--

(2) 標準会議規則のうちオンライン化・デジタル化の対象となる主な手続き（オンライン委員会に関するものは除く）

[注] 「オンライン化」とはインターネット等のコンピュータネットワークを利用する方法を利用可能とすることであり、「デジタル化」とはオンライン化も含むデジタル技術を利用する方法一般を言います。したがって、議会・議長等による作成又は保存の規定については「デジタル化」となります。委員会条例も同様です。

当事者	手続きの内容	根拠規定（標準会議規則）	オンライン化根拠規定（標準会議規則）
議長→議員	出席催告	第13条	第167条の2第2項
議員→議長	議案の提出（機関意思決定に係るもの）	第14条第1項	第167条の2第1項
委員会→議長	議案の提出（機関意思決定に係るもの）	第14条第2項	第167条の2第1項
議員→議長	修正の動議の提出	第17条	第167条の2第1項
議長→議員	議事日程の配布	第20条本文	第167条の2第2項
—	選挙関係書類の文書等による作成及び保存	第33条	第167条の3第1項
議員→議長	発言通告書の提出	第51条第1項	第167条の2第1項
議員→議長	一般質問の要旨の通告	第62条第2項	第167条の2第1項
議長→議員	答弁書の配布	第66条	第167条の2第2項
住民→議長	公聴会における意見を述べようとする者の申出	第79条	第167条の2第1項
公述人→議会	議会が許可した場合における文書による意見陳述	第83条	第167条の2第1項
議長→議員	配布用会議録の配布	第86条	第167条の2第2項
—	会議録署名議員	第88条	第167条の3第1項
委員会→議長	派遣承認要求書の提出	第106条	第167条の2第1項
議員→委員長経由→議長	少数意見報告書の提出	第108条第2項	第167条の2第1項
委員会→議長	委員会報告書の提出	第110条	第167条の2第1項
委員長→委員	答弁書の配布	第125条	第167条の2第2項
議長→議員	請願文書表の配布	第140条第1項	第167条の2第2項
議長→議員	請願文書表の配布	第141条第1項	第167条の2第2項
住民→議会	陳情書等提出及び陳情文書表等の文書等による配布	第145条	第167条の2第1項
議長→副議長	辞表の提出	第146条第1項	第167条の2第1項
副議長→議長	辞表の提出	第146条第1項	第167条の2第1項
議員→議長	辞表の提出	第147条第1項	第167条の2第1項
議員→議長	資格決定要求書及び証拠書類の提出	第148条	第167条の2第1項

議員→議長	懲罰動議の提出	第 160 条第 1 項	第 167 条の 2 第 1 項
-------	---------	--------------	------------------

(3) 標準委員会条例のうちオンライン化・デジタル化の対象となる手続き（オンライン委員会に関するものは除く）

当事者	手続の内容	関連規定
意見を述べようとする者→委員会	意見を述べようとする者の申出	第 24 条第 2 項
公述人→委員会	代理人又は文書等による意見の陳述	第 28 条
—	委員会記録の作成	第 30 条第 3 項

4 会議規則及び委員会条例と執行機関のデジタル手続条例(オンライン手続条例)の関係

デジタル手続法では、法令に基づく行政機関等への申請や行政機関等が行う処分通知等は、オンラインにより行うことが可能とされていますが、地方議会は、「行政機関等」から除かれています。

そのため、行政機関等が当事者とならない法令に基づく手続で書面等を前提とするもの（請願、意見書等）は、従来、オンライン化できませんでしたが、今回の地方自治法の改正により可能となりました。

また、会議規則、条例、規程等に基づく手続は、地方自治法やデジタル手続法の対象外のため、法改正のみではオンライン化できません。

このため、既存の執行機関のデジタル手続条例の対象としてオンライン化することが考えられますが、これはできないと解されます。

なぜなら、①二元代表制における議会の自律権、すなわち会議規則及び委員会条例は提案権が議会に専属していること^{〔注〕}②会議規則には単に議会内部の運営、手続のみならず請願手続等公表を必要とする規定を含んでいるので、その制定改廃は公告式条例の定めるところにより公表しなければならない（地方自治法第 16 条第 5 項）こと③会議規則の制定改廃の手続きは条例と同じだが、別個の法規であることから、少なくとも会議規則及び委員会条例については、個別に改正するのが適当と解されます。

〔注〕○会議規則の発案権に関する行政実例（日時不明）

- ・会議規則ノ如キハ議員自ラ発案スヘキモノニシテ理事者ニ於テ発案スルヲ得サルモノトス
- ・市制 63 条町村制 59 条（地方自治法は第 120 条）ノ規定ニ係ル事項ハ市長村長ニ於テ発案スヘキモノニ非ズ

○委員会条例の発案権に関する行政実例（昭和 22・8・8）

- ・委員会条例の発案権は議員に専属する。執行機関は発案できない。

(参考) 用字用語の解説等

法律や条例での用語は、正確さを重視するため、一般的な用語とは異なる場合があります。

例えば、「コンピュータ」という言葉は、どのような機器を指すのか、その境界が曖昧であり、技術的中立性に配慮（将来生まれるだろう新たな技術形式も扱えるよう、条文ではあえて抽象的な表現が用いられる）するため、法律用語としては「電子計算機」という用語が

標準市議会会議規則条文解説

(欠席の届出)

第二条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

欠席の届出については、真正性を担保する趣旨からも文書等により届け出ることを予定していますが、そのことを条文上明示した規定ではありません。したがって、任意でオンライン化が可能ですが、明確な根拠があれば円滑なオンライン化が可能と考えられるため、「標準市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(例)」(以下、「規程」という。)を作成し、文書等により行うと規定されている手続以外の手続をオンライン化する際も、会議規則第167条の2の規定の例による旨を規定する予定です。

(会議時間)

第九条 会議時間は、午 〇時から午 〇時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮つて決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

第2項について、議長の権限（「必要があると認める」）で会議時間の変更（繰上げ、繰下げ）は可能とされていますが、「会議に宣告」という規定がないため、必ずしも議場での宣告を要しませんでした。しかし、ただし書において「異議あるとき」という規定があるため、会議時間の変更は議場でしか行えないのではないかという疑義が従来から指摘されていました。この疑義について、ただし書の規定は、会議時間の変更を議場において宣告した場合の規定であると解釈していますが、このような解釈は文理上困難であることから整合性がとれるよう「会議に宣告することにより」を追加する改正を行いました。

このことにより、会議中以外の時間の変更が困難となることから新たに会議時間中でないときにおける会議時間変更の規定を第3項として設けました。具体的には、台風の接近等により災害の発生が予測されるため緊急に開議時間を変更する必要があるときや審議未了のままの閉会を防ぐため閉会日の休憩中に閉議時間を延長する必要があるときが想定されます。また、第1項に規定している会議時間が原則であることから「緊急を要するときその他の特に必要があると認めるとき」としました。

時間変更通知については、行政実例において「開議時刻繰上通知は必ずしも開議の有効要件ではない」（昭和25年9月9日）としていること、改正前においても「議員への通知」の規定がなかったこと等から時間変更した際の「議員への通知」については規定しませんでした。先の行政実例にもあるように「知らなかったため開議時刻に遅れるような者のないよう適宜の措置を講ずべきであることはいうまでもない」とあることから意図的に特定の議員に伝えない等の運用とならないよう各議会において事実上の連絡を十分に行っていただくようお願いします。

従来、第3項として規定していた「会議の開始は、号鈴で報ずる。」との規定を第4項としました。この規定は、議員、説明員、傍聴者等に対して、会議の開始を知らしめる点にあり、議場周辺にいる者に周知する趣旨であると考えられることから「号鈴」に限定せず「電鈴」や「ブザー」等の文言の使用も認められるものと考えられます。なお、千葉恒三郎著「逐条 会議規則」（学陽書房）によると「号鈴」とは電鈴、振鈴、ブザー等を含むと解されています。

び全国町村議会議長会と同様に改めずに会議規則第167条の3の規定により対応することとし、「し、又は記録」を削除しました。

第2項について、令和4年度検討結果報告において、日本速記協会が実施した調査結果（令和4年度検討結果報告参照）でも明らかなように、現在、速記法以外の方法で会議録作成を行っている市議会が多数であることを考慮し、速記法以外の方法による会議録作成も規定することが現状に合致するため「速記法」の後に「その他議長が適当と認める方法」と追加しました。なお、速記法を用いている市議会もあり、速記法を見直すことを求める趣旨ではないことから、第2項中「速記法」を削除しませんでした。「その他議長が適当と認める方法」と追加したことにより「速記する」を「記録する」に改めました。なお、録音した音声の反訳により会議録を作成する事例等を踏まえ、「記載する」ではなく「記録する」としました。

（会議録の配布）

第八十六条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

会議録の議員及び関係者への配布について、地方自治法等の規定により文書等により行われることが求められてはいません。会議録を電磁的記録で作成している場合の配布については、①配布用は印刷して配布する、②会議規則第167条の3の規定により電磁的記録を提供する、③議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により電磁的記録を提供する内容の改正を本条において行うのいずれかの対応が可能です。標準会議規則においては、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と同様に②第167条の3の規定により電磁的記録を提供することを前提としています。

なお、検討会議構成市に確認したところ、何らかの形で会議録を配布している市が多数であったことから（参考）を削除しました。

（会議録に掲載しない事項）

第八十七条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第六十五条（（発言の取消し又は訂正））の規定により取り消した発言は、掲載しない。

令和4年度検討結果報告において、配布用の会議録に、当該規定が定める事項について掲載しない運用をしている多くの市議会があることから「（参考）」を削除することとされたため、今回削除しました。

（会議録署名議員）

第八十八条 会議録に署名する議員は、○人とし、議長が会議において指名する。

会議規則第85条第1項において、会議規則第167条の3の規定で対応することとしたことを踏まえ、規定の整理を行いました。

（会議録の保存年限）

第八十九条 会議録の保存年限は、永年とする。（参考）

「（参考）」の扱いについては、会議録の保存年限を会議規則で定めている市議会がある一方、文書管理規程で定めている市議会があることから、「（参考）」を維持しました。

（欠席の届出）

第九十一条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。
2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

会議規則第2条の解説をご参照ください。